

会 議 録

名 称	平成26年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会・事業系ごみ専門部会（第2回）
日 時	平成26年11月10日（月）午前9時～午前10時まで
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 第15会議室
出席委員 （敬称略）	安井、庄司、原、團村、大竹
区側職員	荒牧環境清掃部長、堀内清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、大崎清掃事務所長
傍 聴 者	0名
配布資料	資料1 目黒区廃棄物減量等推進審議会答申に向けた項目整理について 資料2 「廃棄物をめぐる動向と課題について」資料の訂正について
会議次第	<p>1. 開 会 8人中、出席者は5人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、会は成立する。</p> <p>2. 議題 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長</p> <p><報告事項> （1）目黒区廃棄物減量等推進審議会答申に向けた項目整理について リ課長 （資料1により説明） 会 長 1ページ目、2ページ目についてご指摘いただきたい。 委 員 内容的には異論はないが、簡単なグラフがあったほうが読みやすい。 「当審議会においても特別区の清掃工場のあり方について議論されたところである」の「されたところ」を「してきたところ」に修正したい。 会 長 答申は基本的には区長にするものであるが、区民に向けて広報するという話と切り分けて考えたほうがいいが、どのようなスケジュールになるのか。 リ課長 答申を頂いた段階で議会へ報告し、併せて区民への広報を行っていく。 グラフ化については、「経過・背景」の文章の後に必要なデータを入れて現状が把握できるような工夫を考えている。 会 長 必要なデータは、付属資料にまとめるのがよいと考える。 部 長 答申は大きく2つの構成になる。今日、議論していただく内容は、審議会として区長に具体論を出していただく部分である。その他に、区の現状、アンケートや組成調査を分析した結果、国の動向など関連情報をまとめた上で「提言」という形にしたい。 会 長 既にサチュレートしたからこれでよいのか、改善が必要だと書くのか。東京都の場合には23区最後の最終処分地を埋めているような状況にあって、やはりさらなる減量が必要だとか、そういう問題意識を書くということは必要ないのか。 委 員 目黒区消費生活展で、広める会として買い物ルールのキャンペーンをした。その際、来場者に目黒区はごみ処理にいくら費用をかけているのかを尋ねたが、答えられる人は誰もいなかった。今年は来場者が非常に多かったが、ごみ処理に40億円もかかっている</p>

	<p>ことを全く知らない。例えば保育園や特養が建つと形になるが、ごみ処理は何も残らない。40億円のうち費用を少しでも減らすと、他の事業に回せることを説明すると、素直に受け入れられる。ごみを減らすことはごみ処理に要するお金を他の必要な目的に回せる。このように何のために減らすのかということは常に前提であってもいいと思う。</p>
リ課長	<p>税金を有効に使うという視点は重要と考えるが、どこに組み込むのが良いか意見がほしい。たとえば、4ページ下から2段目の項目に税金が節減できれば有効に活用できるといようなことを記載している。ごみ減量もたらす効果ということでしっかりとやっていく必要がある。</p>
委員	<p>ごみ処理経費が40億円と言うと、かなりの人から「え、そんなにかかっているの」という反応があった。日常生活で40億円と言われてもピンと来ないが、膨大なお金だという印象は持っている。区の予算は600億円なので、そのうちの1割弱はごみ処理で消えている。</p>
部長	<p>リサイクルするとお金はかからず、逆に区は儲かっているという錯覚を持っている人は少なくないのではないかと。しかし、リサイクル費用も40億円の中の一部である。古紙だって売れば高いが、収集にお金がかかっているという現実がある。</p> <p>提言の中でリサイクルから2Rとあるが、リサイクルはお金がかかるので、ごみを出さないことが重要であるということを示すことが大事である。今回の答申に入れるかどうかは別にして、区民に伝えなければならぬという意識を持っている。</p>
会長	<p>このまま10項目にするのか、普及啓発あたりに記載することも検討するとして、費用面あるいは最終処分場のことは、「経過・背景」の中には入れたい。</p>
部長	<p>全体として「はじめに」ということで全体を俯瞰した形を1、2ページで押さえて、「何が」というポイントを書く。それから資料とか背景の説明が入って具体的な点に続くという作り方だと思う。メリハリの利いたもの、ポイント、インパクトを出せるといったものを考えていきたい。</p>
会長	<p>3ページ目の2番目、集積所数が膨らんできているというが、区民の要望に応じているからと言う理由を書きたい。結果として収集費用は増えているはずである。サービスを増やすと費用が増えるということについては、ぜひ書きたい。</p>
リ課長	<p>清掃事務所に情報を持っているので、具体的な理由を記載していきたい。</p>
委員	<p>4番目に「ワンルームマンション等」単身世帯が居住する住宅において分別ごみのルールが守られていないということであるが、私の管理しているマンションでは、違うマンションの居住者がごみを集積所に捨てていく事例があった。管理人が困っているので、対応策を助言いただきたい。</p>
事務所長	<p>看板を出すなどの対策をしても、通行人が置いていく例が後を絶たない現状がある。</p>
委員	<p>明らかに大きな袋で家族のごみを置いていく。</p>
会長	<p>ダミーの監視カメラでも設置したらどうか。</p>
委員	<p>監視カメラはあるが、近隣の人なのでだめだとは言えない面がある。各マンションの所有者や居住者に、本来利用すべき集積所を周知するにはどうすればいいのか。</p>
部長	<p>多分本人は知っていて、より通勤に便利なところに出しているのだと思う。役所に相談されても、「あなたの地域の集積所はここですよ」に対して「ああ、分かっています、そうしています」で終わってしまうので、近隣の集積所とかマンションの理事会とかオーナーさんと話をすることしかない。貼り紙をしたり、通勤時間帯に現地に立ってみるなどのメッセージを出していく必要がある。コンビニの袋を通りすがりの人が捨てるのではないので、どこに住んでいるかということも大体察しがついていると思う。そのマンションの管理組合やオーナー、管理人と話しあうことになるのではないかと。区は現場を押さえているわけではないので、相手に不法投棄をしているだろうとは言えない。</p>
委員	<p>収集職員からは、何でこんなにたくさん出るのかと言われてしまうので、管理人も困</p>

	っている。「決められた集積所に出してください」という看板はあるのか。
事務所長	看板はあるので、後程、個別に相談を受けます。
環課長	まずは表示を出して啓発することが必要ではないか。
委員	ごみはどこに出してもいいという人がいる。
部長	そんなことはない。各自が利用する集積所は決まっている。
委員	ごみを収集する人に言われたとのことである。一番有効なのは誰かがいて、ごみ袋を開けて、排出者が特定できた集積所利用者以外のごみは該当者の玄関前に置いていくことを何回かやればよいのではないか。
委員	管理人が常駐ではなく、週 2 回、清掃も兼ねる、という条件で雇用している。そのため、管理人が清掃事務所に行って相談してもいいのか、地域で解決しなければならないのか、その辺を調べてほしいと言われた。近隣の居住者に悪い印象を持たれるのは避けたい。
会長	今の話は「地域特性を踏まえた取り組み」のあたりに書いておくのもよいかもしれない。一番上に「転入者も単年度で人口の約 1 割」とあるが、ワンルームマンション居住者との相関は分かっているのか。
部長	年齢構成では 20 代、30 代の独身者が多い。人口の 1 割が転入するが、独身者ばかりでなく、いわゆる子育て世代、若い世代も来ている。前住地と、ごみの分別方法が違っていると、分別が徹底されない。
会長	転入者には転入時に情報を伝えているのか。
部長	ごみの出し方のルールは周知しているが、具体的な集積所の場所や曜日については伝達していない。
会長	そうであれば、ごみはどこに出してもいいということがルールだと勘違いしている人がいればやってしまうのではないか。転入者に対するよりきめ細かな情報提供は重要だという必要性があるのかどうか。
リ課長	「どこに出してもいい」というのは、集積所を新たに定めるときの話ではないかと思う。地域の中である一定の集積所を決めるときに、利用者の話合いの中での「どこに出してもいい」という意味と、勘違いしているのではないか。
委員	そういうニュアンスだと思う。しかし、中にはどこに出してもいいのだという、自分に都合のいいように捉える人がいる。だからコンビニや商店街も不法投棄を防ぐため、ごみ箱を店内に入れている。
委員	3 ページ一番下は、若年層とか単身層とか高齢の方とか、属性ごとにきめ細かいサービスを提供していくというニュアンスで捉えていいのか。その場合、外国人はどれぐらい影響してくるのか。外国人と日本人では育ってきた文化が違うので、ごみの捨て方も大分違う。日本語で書かれている注意喚起を読めるかどうか分からない。そういったところもこの提言に区分として明確にするというのはどうなのか。
リ課長	日本語を含めて 4 カ国語で準備をしている。きめ細やかに行政サービスをするという中には、当然外国人への配慮も必要と理解している。
部長	きめ細かなサービスというのは、対象者ごとの普及啓発であり、外国語の情報提供や若者や単身者向けの PR という意味である。
委員	区分として外国人を入れたほうがいいと思うが、差別的に取られる可能性もあるから入っていないのかと思って質問をした。
会長	日本語を入れて 4 カ国語なのでそれを書いてもよいのではないか。 提言その 3、5 ページ目について意見をいただきたい。
委員	事業系廃棄物処理手数料の減少率というのは随分大きい。
部長	ごみ処理券の販売実績が落ちている。ごみ量が減少しているのであれば問題ないが、無料で出されているのだと思う。

委員	一般廃棄物処理業者への委託が増加しているためではないか。
委員	事業系ごみでシールの貼っていないものは持って行きません、という警告を商店街でも厳しくやったことがある。
会長	持って行かないと苦情がある。
委員	私の集積所では事業系ごみに有料シールが貼られている。学芸大学駅の周辺は、収集時間が8時半ぐらいに早まったので、通勤途中のポイ捨ては減った。
会長	46.4%はいいが、1億円減という金額は入らないか。
委員	金額を入れたほうがよいと思う。
リ課長	前回の専門部会資料2「事業系ごみの現状と課題について」では、平成13年からのごみ量と収入額の経時変化を見ている。平成13年度を100%として平成25年度ではごみ量が82.8%に減っているが、収入額は53.6%まで落ち込んでいる。
会長	シールを貼っていない事業系ごみは回収しないという方策が、排出指導に含まれるのであれば、書くという手もあるかもしれない。
委員	事業系ごみは家庭ごみに比べれば排出元が分かりやすい。目に余るものだったら、やはり中を調べて排出元にきちんと協力を求めるという排出指導を強化する必要がある。
会長	提言その4、買い物ルールについてご意見をいただきたい。
委員	買い物ルールは区民の取り組みであるが、事業者にも買い物ルール参加店というような形で協力していただくということを考えている。事業者も、ごみが減ればごみ処理手数料が減るメリットがあるので、広める会としてPRしていく。 行政が買い物ルールに関与することで、区民と事業者のコミュニケーションを促進することができるのではないか。
会長	事業者が積極的に取り組むといいことがあるような仕組みにする必要がある。
委員	事業者にとってはインセンティブがあるというのが一番いいことである。
会長	めぐろ買い物ルールが一般のメディアに取り上げられるような方法はないか。
委員	広める会としてもいろいろ考えてはいるけれども、なかなかいい知恵が出てこない。参加店の数がたくさん増えて、参加店としてまとまったデモンストレーションができるとうい。
リ課長	横浜市の「減らそう！食べ物の『もったいない』」というビラを配布した。これは国の基本計画の中で言う未利用食品への対応ということであるが、こういった視点を買い物ルールの中に組み入れていくということについて意見を頂きたい。
会長	京都大学の組成調査では、包装のまま捨てられているごみが結構ある。
部長	エコまつりにおいて、フードドライブという、賞味期限が切れていない食べ物を食事に困っている方たちに差し上げるイベントを行う。しかし、「あげられたからいいことをした」のではなく、残していることの問題がある。この問題は売り手の問題だと思うが、切り込むのは難しいか。
委員	なかなかそれは難しい。
委員	小売店はそもそも捨てること前提として売っているのではない。世田谷区のほうに参加したが、対象品目は贈答品中心である。
部長	最近、お返しをカタログで選べるようになってきているが、お中元・お歳暮は物が来る。
委員	消費期限、賞味期限を企業の方で伸ばすという話はどうなっているのか。
委員	3分の1ルールのことか。3分の1ルールはメーカーから小売業に来るときの期間が3分の1以上ないと駄目ということで、既に飲料系は緩和している。メーカーのほうで出荷できない期間は短くなるので、メーカー側のごみは減っているが、小売店には難しいところがある。基本的には賞味期限の長い商品はメーカーが賞味期限を決めていて、小売店が販売するようなどころは本当に生ものなので、それを伸ばすわけにはいかないと

	<p>ころがある。生肉でも、普通にトレイに入った商品は大体 3 日間程度しか賞味期限はない。真空パックにした商品を開発して販売しているが、これは 1 カ月間ぐらい持つので、そういう意味ではごみの削減につながっていると思う。</p>
委員	<p>何月何日の何時までとかってうたってあると、それを過ぎるともう食べられないと思っている人は多いのではないか。</p>
会長	<p>賞味期限と消費期限は全然違う。</p>
委員	<p>昔は目で見て、嗅覚で判断して、もうこれは駄目だ、食べられないというのを判断していたが、今はもう期限が過ぎているから食べられない、廃棄してしまうというのが一番多いのだと思う。</p>
会長	<p>賞味期限は本当に消費者保護にはなっているのか。</p>
委員	<p>賞味期限はいらないと思う。</p>
会長	<p>消費期限はあってもいいかもしれない。</p>
委員	<p>賞味期限は主観的なものである。</p>
会長	<p>賞味期限というのはいくく食べられる期限である。</p>
	<p>6 ページ、7 ページ目は、最後「こと」で切れているものをどうするか、文章の切り方について工夫をお願いしたい。</p>
	<p>7 ページ目「23 区清掃事業にかかわる取り組み」についてご意見をいただきたい。</p>
	<p>提言の 5 については、強く言いたいところである。なぜならば、審議会が全く力を発揮できないところであることを書いておいてほしい。これは区長と区議会議長の役割が重要であることをぜひ書いてほしい。区議会議長は清掃一組議会の議員という立場なので、</p>
委員	<p>そういう意味では、チェック機能を持っているのは清掃一組議会である。住民のチェック機能を代わってやってもらわなくてははいけない。</p>
会長	<p>8 ページ、環境教育・普及啓発について、環境教育は子どものための教育だというイメージが強いので、大人の教育についての検討が必要である。</p>
リ課長	<p>大人にも受け入れられるような表現の工夫をしたい。</p>
会長	<p>階層別の教育が重要かもしれないというのを書いておいたほうがいい。</p>
委員	<p>階層別に啓発の方法を工夫しないといけな。階層別の普及・啓発を細かくやる、緻密にやっていくという意味では、そういう言葉を入れたほうがよい。</p>
会長	<p>大人の環境教育はあるのか。</p>
委員	<p>あってしかるべきである。</p>
会長	<p>「低炭素社会づくり」については、どういうスタンスにするか。ごみの寄与はどのくらいあるのか。</p>
委員	<p>環境省の試算では 5 から 6%程度だったと思う。</p>
会長	<p>温室効果ガスは産業から出ているものが圧倒的に多い。特に鉄鋼、セメント、化学工業、製紙ぐらいの順番であるが、ごみはそれほどでもない。</p>
	<p>「低炭素社会づくり」を書くのであれば、11 月 2 日に出了 IPCC の第 5 次統合報告書でカーボン・バジェットが書かれている。地球全体の予算が決まっているので、それを使い切ると、もうゼロになってしまう。</p>
	<p>要するに地球の回復能力というのは今の人間規模の活動だとゼロである。ごみの最終処分場と全く同じで、使ってしまうと終わってしまう。二酸化炭素も実際には廃棄物であるところの最終処分と同じである、ということを書いておきたい。</p>
	<p>10 ページ目、提言その 8 の家庭ごみの有料化について、導入が難しい大きな理由はまさに 23 区共同処理であることと、もうひとつは隣接区との区境の問題が大きい。</p>
委員	<p>強いて言えば、有料化をすれば事業系が家庭ごみに混ざることはなくなる。</p>
会長	<p>「23 区清掃事業」に書くほうがよいかもしれない。プラスチック製容器包装のごみ処理が目黒区と世田谷区で違うような話もどこかで書く。提言その 5 「23 区清掃事業にか</p>

	<p>かわる取り組み」で書くか。</p> <p>委員 管理の公平性、不公平の問題である。苦労しているところと苦労しないところがある。</p> <p>リ課長 プラスチック製容器包装は十分議論を頂いたので提言 10 で関係組織に入れてみたが、どうか。</p> <p>会長 有料化は他の項目と絡むので、順番は考えたほうがいい。提言その 5 と 8 と 10 は関連事項なので再度整理したほうがいい。</p> <p>委員 提言 10 は抽象的過ぎる。「23 区統一基準による」というのは、区民にも理解してもらわなければならない要素があるので、燃やすか、燃やさないかの不公平を具体的に言った方がよい。</p> <p>会長 11 ページの一番下、3 番目の実施時期というのとは何か。</p> <p>リ課長 実施時期は水銀の適正管理を想定している。</p> <p>会長 ここは水銀しかないということであれば、水銀含有ごみと書かないといけない。PCB はもう一般家庭からはごみとして出ない。アスベストはある。事業所はみんな溜めて持っているがどうしようもない。</p> <p>環課長 処理が進んでないのか。</p> <p>会長 処理が進まない。アスベストも建築廃材からしか出ない。</p> <p>環課長 産業廃棄物はある。</p> <p>会長 最後、その 10 について、名指しはできないが、区外からのごみを引き受けているということと、その引受先が目黒区と同じことをやっているかどうかという不公平感がある。</p> <p>委員 この答申はいわば区民の意見なので、不満の意思表示はあってもおかしくはない。</p> <p>部長 審議会の答申なので、「思い」は出していただいてもよい。</p> <p>会長 プラごみは再商品化事業者で再商品化しているのだから。分別は適当でよいので、「国その他関係機関への働きかけ」に区の意向でプラごみの最終の処理の仕方を選択できるようにしてほしいと書きたい。</p> <p>委員 容り法で言えば再商品化手法の選択を区民に与えるということ。</p> <p>委員 これは容り法改正で、国に対する要望になるが、考え方として意見は持っている、ということは表明しておく。</p> <p>会長 常にそういう働きかけをする。</p> <p>リ課長 23 区は国に対して自治体負担の軽減について、容り法の改正要望書を毎年出し続けている。</p> <p><情報提供></p> <p>(2)「廃棄物をめぐる動向と課題について」資料の訂正について</p> <p>リ課長 (資料 2 により説明)</p> <p>3. その他</p> <p>今後のスケジュール</p> <p>1 月 29 日の審議会に答申素案を提示し、何回か検討を加えた後、平成 27 年 5 月か 6 月に区長への答申としてまとめていく。</p> <p>4. 閉会</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	---